

－ 宮崎の農地を守り、活かして、未来へつなぐ －

一般社団法人宮崎県農業会議は、平成28年4月1日に施行となった「農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）」に基づき、県から指定を受けた「農業委員会ネットワーク機構」です。



今号の
PICK UP 法人

たねだ

株式会社 種子田フルーツ

たねだ たけし 種子田 健さん(左)、雇用就農資金(令和6年度第3回)雇用就農者 かわばた まな 川畑 真菜さん

(株)種子田フルーツは、明治43年に開園し、今年で115年。ブドウ160aを主に梨105aや柿15aを栽培しており、観光農園や直売、発送を行っている。従業員12名(ピーク時)。川畑さんとの出会いは、西諸県普及センターから果樹に興味がある人がいると紹介されたことがきっかけ。

川畑さんは、祖父母が農家だった事もあり農業に興味を持ち、農業高校卒業後に農大で果樹を学んだ。将来の夢は、地元高岡町でブドウの観光農園を開くこと。自分が独立したら、どの品種にしようかなと考えながら毎日楽しく作業している。

種子田さんは「色んな勉強、経験をしてほしい」と話し、県外の農場や観光農園に連れて行くなど、担い手育成にも力を注いでいる。

目次

- 会長あいさつ、宮崎県農業会議令和7年度事業計画 ……P.1
- 令和7年度県内農業委員会の状況、年間行事予定表 ……P.2
- 人と農地をつなぐ「ひむか」運動について ……P.3
- 宮崎県農業委員会組織における「担い手の確保・育成」
取組方針について ……P.5
- 国の食料安全保障強化に向けた農地制度の見直し点について ……P.7

- 令和6年度みやざき農業委員会女性ネットワークの活動、
令和7年度「全国農業委員会会長大会」 ……P.8
- 雇用就農資金について ……P.9
- 農業者年金について ……P.10
- 情報提供について、職員紹介 ……P.11



宮崎県農業会議会長あいさつ

各市町村農業委員会の皆様には、日頃から、農地利用最適化活動及び地域農業・農村の振興にご尽力をいただいております。厚くお礼申し上げます。

本県の農業・農村においては、担い手の減少や高齢化、気象変動による生産の不安定化や資材・飼料等の高騰の長期化など依然として厳しい状況が続いております。

そのような中、我が国農政の憲法といわれる「食料・農業・農村基本法」が四半世紀ぶりに改正され、そして今年、それを具現化する新たな「食料・農業・農村基本計画」が定められました。食料安全保障を基本理念として、担い手育成・確保や農村振興などが明記されており、より一層農業委員会組織としての活躍が期待されているものと考えております。

昨年、県下農業委員会組織を挙げて実施した「集落別担い手実態調査」では、担い手不在の実態が明らかとなり、更に10年後は厳しくなるという結果となりました。農業会議としては、中核となる担い手の育成支援はもとより、兼業農家や小規模農家など多様な農業者の確保・育成が大変重要であると考えておりまして、昨年の総会において「多様な担い手が共存、協働する持続可能な農業農村づくりの支援」を業務に追加する定款の改正を行い、年度末には「宮崎県農業委員会組織における担い手の確保・育成取組方針」と令和7年度からの農地利用最適化活動である「人と農地をつなぐひむか運動」を策定したところであります。

農業委員会におかれましては、農業委員会の役割が大きく変化する中で業務量が増加してご負担をお掛けいたしますが、団塊の世代などの高齢農業者のリタイアが目前に迫るなど多くの課題が待ち受けておりますので、我が地域の将来のため、どの様に担い手を確保・育成しながら農地利用を図っていくのか、皆で考え、頑張ってお参りしましょう。

よろしくお願いいたします。

一般社団法人 宮崎県農業会議 会長 福井 芳利

宮崎県農業会議 令和7年度事業計画（抜粋）

【事業方針】

農業・農村においては、かつてない人口減少や高齢化の波が押し寄せており、団塊の世代全員が後期高齢者となり、国では2030年には農業者が半減し、農地は3割減少すると推計するなど大きな農業生産基盤の変化が目前に迫っている。さらに、農業生産においては、生産資材価格の高止まりや相次ぐ気象変動など、一層厳しさを増している状況にある。

このような中、昨年、「食料・農業・農村基本法」が四半世紀ぶりに改正され、これを踏まえて本年は、これを具現化するための新たな食料・農業・農村基本計画の策定や農地制度の見直しなどが予定されている。農業会議としては、国の動向を注視しながら、地域の農地利用の指針となる地域計画の実現に向け、農地利用の最適化活動を一層推進するとともに、中核的な担い手の規模拡大や経営発展を支援していく。また、農業・農村を守るためには、兼業農家や小規模農家など多様な農業者の確保・育成も大変重要であると考え、昨年の総会において「多様な担い手が共存、協働する持続可能な農業農村づくりの支援」を業務に追加する定款の改正を行ったところである。

農業・農村の振興と維持・発展には多くの課題があるが、農業会議として農業委員会組織に課せられた使命を着実にかつ適正に果たしていくため、農業委員会ネットワーク機構としての役割を発揮し、関係機関・団体との連携のもとに、以下の7つの事項について計画的な事業の推進を図ることとする。

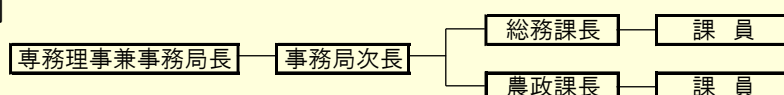
- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| 1 「人と農地をつなぐ『ひむか』運動」の推進 | 5 農業者年金の加入推進と管理・運営の支援 |
| 2 地域計画のフォローアップの支援 | 6 政策提案活動等の実施 |
| 3 地域の農業・農村を守る担い手の確保・育成の推進 | 7 情報提供活動の推進 |
| 4 農地情報の適正な管理と業務の効率化の支援 | |

【組織運営】

○会員総数 61名（JAの組織再編に伴い、前年度より2名減）
 （個人会員 29名（農業委員会会長：26名 学識経験者：3名）
 法人会員 32名（市町村：26市町村 農業団体：6団体））

○役員構成 16名〔理事：14名（うち会長1名、副会長2名、専務理事1名）、監事：2名〕

○事務局体制



令和7年度 県内農業委員会の状況

◆宮崎県内農業委員・農地利用最適化推進委員の状況(令和7年4月1日現在)◆

現在、県内では農業委員319名、農地利用最適化推進委員326名の計645名の皆様にご活躍いただいています。
そのうち女性委員は85名で13.2%です。

	条例定数	実数	性別		年代別				
			男	女	30代以下	40代	50代	60代	70代以上
農業委員	319	319	261	58	5	22	38	133	121
農地利用最適化推進委員	329	326	299	27	3	19	49	132	123
合 計	648	645	560	85	8	41	87	265	244

◆市町村農業委員会事務局体制(専任・兼任別)◆

(令和7年4月現在)

市町村名	事務局長		事務局職員 (事務局長除く)		計		市町村名	事務局長		事務局職員 (事務局長除く)		計	
	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
宮崎市	1		14		15	0	西米良村		1		2	0	3
国富町		1		2	0	3	木城町		1	2		2	1
綾町		1		2	0	3	川南町		1	3		3	1
日南市		1	4		4	1	都農町		1	2		2	1
串間市	1		4		5	0	延岡市	1		6	3	7	3
都城市	1		14		15	0	日向市	1		3		4	0
三股町		1	2		2	1	門川町		1	2	1	2	2
小林市	1		6	1	7	1	美郷町		1	1	1	1	2
えびの市	1		5		6	0	諸塚村		1		1	0	2
高原町		1	2	2	2	3	椎葉村		1		1	0	2
西都市	1		4		5	0	高千穂町		1	1	1	1	2
高鍋町	1		3		4	0	日之影町		1	1		1	1
新富町	1		3		4	0	五ヶ瀬町		1		1	0	2
							計	10	16	82	18	92	34

(注)会計年度任用職員・臨時職員等は含まない。

年間行事予定表

	農業会議・常設審議委員会 女性ネットワーク関係	全 国 ・ ブ ロ ッ ク ・ 農 業 委 員 会 会 議 等	農 業 委 員 会 関 係 会 議 ・ 農 業 委 員 会 等 研 修 会	そ の 他 研 修 会
6月	常設審議委員会(10) 理事会(10) 通常総会(24)	全国農業会議所理事会(12) 全国農業会議所通常総会(27)	農業委員会システム操作研修会 (基礎)(4) 移動農業会議(6～8月)	雇用就農資金説明会・研修(23) 農業者年金専門業務全国研修会 (17～18)
7月	常設審議委員会(14) 女性ネットワーク監査会・理事会 (14)	全国農業新聞ブロック会議 (西日本)(17～18)	農地実務担当者研修会(10～11) 農業委員会システム操作研修会 (応用、地図作成)(16～17) タブレット操作研修	情報提供事業(新聞・図書)担当者 会議(2)
8月	常設審議委員会(18)			農業者年金加入推進特別研修会(6) 農業法人設立セミナー
9月	常設審議委員会(12) 女性ネットワーク総会・研修会	都道府県農業会議専務理事・事務局 長会議(2)		
10月	常設審議委員会(14) 県及び県議会への要請活動(14)	農業委員会職員全国研究会(20)	農業委員・推進委員全体研修会 (22)	農業法人関係セミナー 雇用就農資金説明会・研修会
11月	常設審議委員会(12) 九州沖縄ブロック女性委員研修会 (18～19)	都道府県農業会議会長会議(6) 全国農業会議所理事会(13) 全国農業委員会会長代表者集会 (27)	農業委員会会長・事務局長会議 (12)	県内新規就農相談会 農業者年金加入推進セミナー(全国) (26)
12月	常設審議委員会(16) 理事会(16) 女性ネットワーク理事会			農業法人関係セミナー
1月	常設審議委員会(16) 女性農業委員登用促進研修会(全国) 女性ネットワーク研修会	都道府県農業会議主任者会議 全国農業会議所理事会(22)	移動農業会議(下半期)(1～2月)	
2月	常設審議委員会(13)	都道府県専務理事・事務局長会議(3) 都道府県会長会議(17) 全国農業会議所理事会(20)	農業委員会事務局長会議(13)	雇用就農資金説明会・研修会
3月	常設審議委員会(13) 理事会(24) 女性農業委員活動シナリオ(全国)	全国農業会議所臨時総会(19)		

人と農地をつなぐ「ひむか」運動について

「ひむか」運動はみんなで取組む最適化活動の推進運動

農業委員会組織では、平成28年の農業委員会法の改正から、従来の農地の権利移動の許可業務に加え、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の3本柱による「農地利用の最適化」活動に取り組んできました。

本県では令和元年度から独自の組織運動「みやざき農地利用の最適化運動」を開始し、人・農地プランの実質化に向け地域農業者の意向把握等による農地の集積・集約化を推進してきました。令和4年度からは「農業委員会による最適化活動の推進等について」（農水省経営局長通知及び農地政策課長通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき農地利用最適化活動の強化と見える化と地域計画の策定に寄与してきました。

このような中、農業・農村の現場では、担い手の減少や高齢化により、受け手のいない農地が急増し、集落活動も出来ないという声が多く聞かれ、令和6年度に県内農業委員会組織で行った「集落別担い手実態調査」でも、担い手不在の集落や、集落活動の実施も難しい農村集落の実態が明らかとなりました。

このため、令和7年度から3か年かけて取り組む最適化活動の推進運動は、急速な人口減少下における地域農業・農村の維持・発展を目的に「中核となる担い手及び多様な農業者（人）」と「地域で受け継がれてきた貴重な農地」をつなぐ運動を展開していく計画で、特に、農地利用の最適化活動のうち、「担い手への農地の集積・集約化」と「新規参入の促進」に重点を置いた活動を展開することとなっています。

人と農地をつなぐ「ひむか」運動

一人ひとりが率先して、我が村の未来（将来）を考え、人と農地をつなぐ農地利用の最適化活動に取り組むことで、活力ある地域農業・農村を創ります。

- ひ**…ひひとりひとりが率先して、
- む**…我がむらの未来（将来）をしっかりと考え、
- か**…かつ力ある地域農業・農村を創ろう！

具体的な取り組み内容

具体的な取り組み内容は、右ページの図を参考にいただければと思います。

重点取組（マーク）が複数例示されていますが、一度にすべてに取り組む必要はありません。

例えば活動強化月間で「受け手のいない農地情報の収集」に取り組むなど、期限と内容を話し合っ活動方法を決定しましょう。

事務局の皆様は農業委員や最適化推進委員の収集した情報が、農地の集積・集約や、新規参入の促進につながるよう、関係機関との情報の共有や連携を図ってください。



宮崎県シンボルキャラクター「みやざき犬」

令和7～9年度

人と農地をつなぐ「ひむか」運動

～地域の農業・農村を守る宮崎県農業委員会組織アクション～

宮崎県農業委員会組織は、地域の実情に精通した農業委員・農地利用最適化推進委員等の農地利用最適化活動を通じ、「中核となる担い手及び多様な農業者(人)」と「地域で受け継がれてきた貴重な農地」をつなぐ「ひむか」運動に取り組みます。

人と農地をつなぐ「ひむか」運動



ひ

ひとりひとりが率先して



む

我がむらの未来(将来)をしっかりと考え



か

かつ(活)力ある地域農業・農村を創ろう!

具体的な取組

農業委員会		農業委員・ 農地利用最適化推進委員	事務局	県・市町村等 関係機関・団体
農地利用の最適化活動	担い手への 農地の集積・集約化	■ 農業者等の意向把握 ☀ 1ヶ月に5人程度の意向（誰が・どこで・何を耕作するのかなど）を把握し、地図等に記入 ■ 農地の利用調整 人と農地のマッチング、農地の交換による集約化	■ 目標地図の更新と農地利用の合意形成 ☀ 委員の情報をもとに目標地図を見直し、地域の話し合いで農地利用の合意形成を促進	
	遊休農地の 発生防止・解消	■ 農地の見守り 耕作状況等の実態把握 ■ 適正な農地利用の推進 農地所有者の意向をふまえた農地の利用調整 ■ 相続未登記農地の発生防止・解消	■ 効率的な利用状況調査 タブレット等を活用した調査 ■ 遊休農地情報の整理・あつせん等への活用 ■ 相続未登記農地の発生防止・解消	
	新規参入の促進 （企業・移住者等の 農業参入）	■ 地域における意識醸成 ☀ 外からの呼び込みに対する地域関係者の意識醸成、受け入れ環境づくり ■ 農地情報の収集・離農等の意向把握 ☀ 受け手のいない農地や離農・規模縮小意向の農業者の情報収集 ■ 参入者と農地所有者の利用調整	■ 地域の実情に即した農地活用の検討 ☀ 遊休農地や受け手のいない農地の活用の検討、地域における合意形成 ■ 農地情報の整理 ☀ 委員の情報をもとにマッチング可能な農地等の情報を地図等に整理 ■ 参入意向企業等の情報共有 市町村担当部局等との企業や農地等の情報共有	
	その他	■ ガイドラインに基づく最適化活動の実施 ☀ 月10日以上を目標に活動し、記録簿に記帳	■ ガイドラインに基づく取組 委員の記録簿の毎月回収・集計、活動目標達成に向けた計画的な活動の実施 ■ 最適化交付金の活用 ■ 市町村への意見の提出	
		支援		連携
		☀ …重点取組		

農業会議

・ガイドラインに基づく最適化活動の支援
・県への意見の提出

・農業委員会関係予算の活用促進
・農業委員会活動の見える化の推進

・各種研修会の実施や職員派遣

宮崎県農業委員会組織における「担い手の確保・育成」取組方針について

本県の農業の担い手は、人口減少や高齢化等により急速に減少しています。

毎年、夏に開催している意見交換会（移動農業会議）でも、「農地の有効利用につなげたいが、集落には、担い手がない」、「人が減っていて水路の管理や草刈りなどの集落活動が出来ない」、「今は、高齢者の頑張りで持ちこたえているが、あと5年が限界」といった声を多く聞くようになってきました。

このため、農業委員会組織においても、農地の有効利用や農業・農村の維持・発展のために、既存の担い手の育成や、新たに担い手を確保する取組を組織的に進めていけるよう、宮崎県農業委員会組織における「担い手の確保・育成」取組方針を、令和7年4月1日に定め、展開していくこととしています。

宮崎県農業委員会組織における「担い手の確保・育成」取組方針の内容

農業委員会組織では、平成28年の農業委員会法改正以降、右ページのような担い手の確保・育成に係る取組を進めてきましたが、将来の地域農業のあり方や農地利用の姿を示す地域計画では、農業を担う者を定められず今後検討となった農地（以下「担い手不在農地」という。）が県内地域計画内農地の27%存在する事が分かりました。

ただ、この「担い手不在農地」はすべての地域に均等に存在しているわけではなく、中には「担い手不在農地」の無い地域もありますし、27%よりも多くの「担い手不在農地」を抱える地域もあります。

このため、担い手の確保・育成方針では、担い手のいる地域と、担い手が少ない地域とで、取組内容を変えて記載しており、これらの取組を「ひむか運動」の一環として実施していくこととしています。

核となる担い手のいる地域では「大規模土地利用型経営体」の確保・育成

以下のような取り組みを通じて、中核的な担い手、特に大規模土地利用型経営体が地域の担い手として活躍できる環境づくりを通じて、農地の有効利用を図っていきましょう。

- ・地域での話し合い活動で、担い手不在農地を中心に稲作や露地野菜等大規模土地利用型経営体を受け手として明確化(目標地図に位置づけ)
- ・土地利用型経営体と農地所有者の農地の利用調整【農地の利用集積】
- ・大規模土地利用型経営体間の農地の交換(農地所有者・耕作者との調整)【農地の集約化】
- ・新たな土地利用型経営体の育成に取り組む法人等への支援
(雇用就農資金の活用)、独立就農を目指す者への農地のあっせん

担い手の少ない地域では「多様な農業者」の参入促進

中核的な担い手の確保が難しい地域では、以下のような、移住者や新規就農者の受け入れ環境づくりや、農地情報の収集とリスト化に取り組ましましょう。

- ・地域での話し合いの場を活用した、このままでは農地や集落が守れないといった危機感の共有
- ・多様な農業者（企業や新規参入者等）の呼び込みに対す地域関係者の意識醸成
- ・地域での受入に向けた合意形成
- ・受け手のいない農地や離農・規模縮小意向のある農業者の情報収集
- ・農地や施設、機械など経営資源情報の収集

また、事務局では、農業委員・最適化推進委員の収集した情報を整理し、関係機関と共有しながら、将来の農地の有効活用につなげましょう。

担い手の確保・育成に係る取組の経過

農業委員会組織では「農地利用の最適化」が必須業務となった平成28年から、更なる担い手の確保・育成に係る取組を進めてきました。

- ① 平成28年4月 農業委員会法改正
これまでの農地法の許認可業務など、法令に基づき審査・決定する業務に加え、農地等の利用の最適化業務が新たに法令必須業務に加えられ、担い手視点での農地利用活動に取り組むこととなる
- ② 令和6年2月 地域農業農村集落を守るための農業委員会組織の考え方・行動の提案
令和5年第2回農業委員会事務局長会議で、担い手の確保、第三者承継、人の呼び込み等の活動を提案
- ③ 令和6年6月 宮崎県農業会議の業務に「多様な担い手の支援」を追加
農村における担い手確保が喫緊の課題であることを踏まえ、宮崎県農業会議業務に「多様な担い手が共存、協働する持続可能な農業農村づくりの支援」を追加する定款の改正を実施
- ④ 令和6年9月 集落別担い手実態調査を実施
2020農業センサス農業集落を単位に県内2,845集落のうち、市街化区域や農地のない地域等を除く2,579集落の担い手と、水路管理や草刈り等の集落活動の「現在」及び「10年後」の状況を調査

担い手不在集落：現在 38.8% → 10年後 50.7%
水路管理や草刈り等が出来ていない集落：現在 19.3% → 10年後 37.3%
- ⑤ 令和7年4月 宮崎県農業委員会組織における「担い手の確保・育成」取組方針の策定
地域計画の地域内外の担い手や多様な農業者の参入促進に向け、地域の合意形成への働きかけや、担い手不在農地等の情報収集に取り組むこととする

宮崎県農業委員会組織における「担い手の確保・育成」取組方針（概要図）

令和7年4月1日
(一社) 宮崎県農業会議

急速な人口減少下において地域の農業・農村を維持していくため、認定農業者や農業法人など中核となる担い手への支援は基本としながら、企業の農業参入や外からの農業者の呼び込みなど農業・集落活動に携わる人材の確保・育成を進め、「中核となる担い手と多様な農業者が共存・共働する持続可能な農業・農村づくり」を目指す。

『人と農地をつなぐ「ひむか」運動』の一環として実施

「大規模土地利用型経営体」の確保・育成

- ・地域での話し合い活動で、担い手不在農地を中心に稲作や露地野菜等大規模土地利用型経営体を受け手として明確化(目標地図に位置づけ)
- ・土地利用型経営体と農地所有者の農地の利用調整【農地の利用集積】
- ・大規模土地利用型経営体間の農地の交換(農地所有者・耕作者との調整)【農地の集約化】
- ・新たな土地利用型経営体の育成に取り組む法人等への支援(雇用就農資金の活用)、独立就農を目指す者への農地のあっせん



「多様な農業者」の参入促進

多様な農業者の確保・育成に係る意識醸成及び合意形成

【農業委員・農地利用最適化推進委員】

- ・地域での話し合いの場を活用し、このままでは農地や集落が守れないといった危機感を共有しながら、企業参入や新規参入者等多様な農業者の呼び込みに対する農業者や住民等地域関係者の意識醸成
- ・農地や空き家の提供、農業体験・地域住民との交流(関係人口づくり)など地域での受入に向けた合意形成

【農業委員会事務局】

- ・市町村を中心に新規参入者等多様な農業者の確保や特産品目の振興など地域農業・農村を維持するために必要な取組を検討し、地域における合意形成を促進



企業による農業参入の促進

- ・市町村等と参入意向企業情報の共有
- ・参入候補地の農地所有者と企業とのマッチング活動

移住者等新たな人材の参入促進

- ・新規就相談会等での移住者等多様な人材の呼び込み
- ・承継候補の農地所有者等と新規参入者とのマッチング活動

多様な農業者の参入に向けた政策提案

- ・行政機関に対する意見の提出による政策提案

- ☒ 移住・定住促進
- ☒ 農作業受託や加工などの受け体等



農地等情報の収集とリスト化

【農業委員・農地利用最適化推進委員】

- ・受け手のいない農地や近い将来離農・規模縮小意向のある農業者の情報(時期・後継者の有無・経営規模等)の収集
- ・農地や施設、機械など経営資源情報の収集

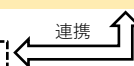
【農業委員会事務局】

- ・委員からの情報をもとに地図や表などに整理
- ・経営資源情報について関係機関と情報共有

共有



県、市町村、農地バンク、J A等関係機関・団体



国の食料安全保障強化に向けた農地制度の見直し点について

将来に食料の安定供給を確保するための「農地の確保」と「農地の有効な利用」を図るために「農地の総量確保のための措置」や「農地の適正利用のための措置」、「人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤強化」を内容として農地関連法が改正されました。

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の概要

○「農地の総量確保のための措置の強化」（農業振興地域の整備に関する法律）

<改正内容> 県の目標面積の達成に向けた措置や農用地区域の変更に係る国の関与の強化等

- ・ 目的に「食料の安定供給の確保」のために「農業生産に必要な農用地等を確保」する旨が明記されました。また、農用地等の確保が国や地方公共団体の責務とされました。
- ・ 目標面積の対象を農用地区域内の農用地に明確化するとともに、基本指針策定に当たっての国と地方の協議の場が法定化されました。
- ・ 農用地の総量確保の措置として、以下について定められました。
 - ①除外に係る都道府県の同意基準の追加
集团的農用地等の除外に関し、都道府県の面積目標の達成に支障を及ぼす恐れがないこと（例：遊休農地の解消、農用地区域への編入等）
 - ②国の関与に係る手続きを整備
 国は農用地等の確保のために必要な措置について助言勧告を行う
- ・ 農用地区域に定めるべき土地に、「地域計画の達成のため、農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地」が追加されました。

○「農地転用に係る手続きの厳格化」（農地法）

<改正内容> 農地転用許可後の定期報告及び原状回復命令に従わない者の公表等

- ・ 不適切な転用を防止するため、農地転用の許可を受ける者が転用行為が完了するまでの間、実施状況について定期報告を行う仕組みが構築されました。
- ・ 違反転用者が原状回復等の措置命令に従わない場合に、その旨（土地の地番、氏名等）を公表する仕組みが創設されました。

○「農地の権利取得の厳格化」（農地法）

<改正内容> 農地の権利取得時の法令遵守状況を確認し、不適正な農地利用を防止等

- ・ 農地の権利取得の許可要件として、各農地で農作業を行うことが可能なのか農作業に従事する者の配置の状況（作業人数）の確認や過去3年間の農業関係法令（農地法、農振法、種苗法、農薬取締法等）の遵守状況など農地の権利取得時の耕作者の属性の確認が追加されました。
 （例：権利取得後に耕作をせずに他者に譲渡又は転用した者は以降の権利取得は認めない）
- ・ 農地所有適格法人について、拒否権付株式を発行している場合には、その種類株主総会においても農業関係者が議決権の過半を占めるべきことが明確化されました。

○ 農地所有適格法人の経営基盤強化（農業経営基盤強化促進法）

<改正内容> 農業経営発展計画の認定を受けた場合に議決権要件の特例を措置等

- ・ 地域計画区域内の遊休農地の解消を迅速に進めるため、農地中間管理機構が当該農地の権利設定に関し県知事の裁定を申請する手続きを迅速化・義務化されました。
- ・ 農地所有適格法人が、出資により食品事業者との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画（農業経営発展計画）について、農林水産大臣の指定を受けた場合に、議決権要件の特例が措置されました（農業関係者＋食品事業者等が1／2超の議決権等）。

令和6年度みやざき農業委員会女性ネットワークの活動

令和6年8月
総会及び第1回研修会



〔講師〕
福岡県みやま市農業委員会
会長 徳永順子 様



宮崎県農業会議
木宮香織主事



佐藤純子副会長



後藤ミホ会長

令和6年11月20日～21日
九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会（佐賀市）

九州各県の委員の
方々と交流を図っ
てきました！



令和7年1月
創立25周年の集い



初代会長
船ヶ山美津子 様



二代会長
松原和恵 様



〔基調講演講師〕
宮崎県農業会議元会長
工藤 悟 様

参加者全員で
記念撮影！



令和7年3月
第20回女性の農業委員会活動推進シンポジウム及び県選出国議員表敬訪問（東京都）

県選出国議員へ
表敬訪問し「創立
25周年の集い」の
記念誌を贈呈しま
した！



令和7年度「全国農業委員会会長大会」

5月28日（水）に東京都において令和7年度全国農業委員会会長大会が開催され、本県から市町村農業委員会会長20名ほか、総勢25名が出席しました。

国井全国農業会議所会長から「地域計画の実現、見直しに向け、農家の意向を把握しながら動くことが急務である。」また、滝波農水副大臣から「食料・農業・農村基本計画が策定され、今後5か年が集中対策期間となるため、計画の実現に向けて必要な予算をしっかりと確保していきたい。」といった力強い発言がありました。

大会では「改正基本法、基本計画における政策の実践に向けた提案」を全会一致で決議。終了後、県選出国議員事務所を訪問し、決議事項の要請を行いました。



第3号議案の提案理由説明をする
福井会長

雇用就農資金について

農業経営者の皆さまへ

雇用就農資金

全国農業会議所は、50歳未満の就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な農畜産物の生産技術・経営に関するノウハウ等を習得させるための研修を実施する農業法人等に対して資金を交付する「雇用就農資金」を実施します。

事業実施を希望される場合は、**令和7年7月1日(火)から8月4日(月)(必着)までに雇用就農資金公式HPの「応募申請フォーム」より申請を行ってください。**

◎**雇用就農者育成・独立支援タイプ**：農業法人等が就農希望者を雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を交付

◎**新法人設立支援タイプ**：農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す者を雇用して実践研修を実施する場合に資金を交付

〔※ 農業法人等が職員等を次世代の経営者として育成するために実施する派遣研修を支援する「次世代経営者育成タイプ」も随時募集しています。（詳細は、都道府県農業会議等にお問い合わせください。）〕

なお、本事業の実施は令和7年度予算案の成立が前提のため、その内容に応じて事業内容等の変更があり得ることに御留意願います。

助成内容

支援タイプ	助成期間	助成額 ※1,2
雇用就農者育成 独立支援タイプ	最長 4年間	年間最大60万円（月額5万円）※3
新法人設立支援 タイプ		年間最大120万円（月額10万円） （3-4年目は最大60万円）（月額5万円）

※1）各タイプともに、新規雇用就農者が多様な人材（障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等）の場合は、年間最大15万円が加算されます。

※2）事業実施期間が3ヶ月未満の場合は助成金は交付されません。

※3）雇用就農者育成・独立支援タイプは1経営体当たりの新規採択人数は年間5人まで、かつ3人目以降の助成額は年間最大20万円となります。（多様な人材の場合は年間最大15万円の加算あり）

詳細についてのお問い合わせ等はお気軽に本会へご連絡ください。

募集期間等

募集回	募集期間	支援対象となる 新規雇用就農者の採用日	支援期間
第1回	2025年3月4日～4月7日	2024年6月1日～2025年2月1日	2025年6月1日～2029年5月31日
第2回	2025年7月1日～8月4日	2024年10月1日～2025年6月1日	2025年10月1日～2029年9月30日
第3回	2025年10月～11月（予定）	2025年2月1日～2025年10月1日	2026年2月1日～2030年1月31日

応募～採択後の流れ（第2回）



農業者年金について

農業者年金とは

国民年金の上乗せとなる、農業者のための公的年金です。

加入者自身が積み立てた保険料と運用益をもとに将来の年金額が決まり、一生涯受け取れる安心の制度です。

加入要件は3つだけで、農業に関わる人が広く加入できます！

☑ 国民年金第1号被保険者 ☑ 20歳以上65歳未満 ☑ 年間60日以上農業に従事

※国民年金保険料免除者を除く。※60歳以上の方は国民年金任意加入被保険者に限る。

農家の皆さんにとって、たくさんのメリットがあります！



亡くなるまで
ずっと受給できる
終身年金

要件を満たす方は、国から
最大半額の保険料補助を
受けられる

支払った保険料は
全額社会保険料控除の
対象



令和6年度新規加入実績

農業委員会の皆様には、日頃より農業者年金の加入推進にご協力いただき、ありがとうございます。
本県の令和6年度の新規加入者は73名（うち39歳以下43名、女性26名）で、達成率は78.5%となりました。

◆（独）農業者年金基金理事長賞を受賞！

令和6年度の加入推進に功績があった受託機関として、宮崎市農業委員会が表彰されます。
加入推進にご尽力ありがとうございました！

○新規加入者数部門

・新規加入者の部 第2位 ・新規加入者（20から39歳）の部 第3位 ・新規加入者（女性）の部 第2位

○目標達成度合い部門

・新規加入目標数10人以上の部 第2位 ・20歳から39歳新規加入目標数10人以上の部 第1位
・女性新規加入目標数5人から9人の部 第2位

加入推進のお願い

新規加入目標は90名（うち39歳以下58名、女性45名）です。

令和7年度5月末時点で新規加入者は26名（前年同月比 +10名）です。

農業委員会と農業協同組合で連携し、加入推進体制を整備して活動に取り組みましょう！

加入推進においては、戸別訪問が最も効果的です。

1人でも多くのお知り合いや地域の農業者の方にお声かけをお願いいたします。

加入推進の流れ

加入推進班の 設置

農業委員会やJA、
受給者協議会等の皆さんで
推進班を設置

加入推進名簿の 整備・更新

管内の加入推進対象者の把握。
名簿は可能な限りJAと情報共
有しましょう！

加入推進対策会議 等の開催

戸別訪問先の選定や、
誰が訪問するかなど、
加入推進について協議

戸別訪問の実施

地域の皆さんに
制度やメリットについて
伝えましょう！

県内の加入推進事例

- 農事実行組合にチラシを回覧した。
- 農業委員会会長の協力による加入推進。
- 農業委員が自身の息子に加入を勧めた。



農業会議ホームページをチェック！

制度のメリットがわかる！
年金額の試算ページに
つながる！



情報提供について

全国農業新聞は、農業委員会系統組織紙として、農業委員会活動事例（本紙7面）等の最適化活動に役立つ情報を発信している唯一の農業系新聞です。



毎週金曜発行／月700円
(電子版 月500円)

全国農業新聞
公式ホームページ



★ 特徴 ★

- ・オールカラーで「見やすい」「分かりやすい」を追求
- ・週刊紙として解説に力点を置き、1週間の重要なニュース(農政等)や最新農業技術・流通情報等を紹介
- ・地方版(本紙8面)で地域的话题を全国に発信
※電子版では全地方の記事も閲覧可能
- ・購読者特典としてマッチングアプリ「あぐりマッチ」の3か月間無料利用やオンライン講座「スタディあぐり」を無料視聴可能
※購読者以外は1講座4,000円。全16講座。

委員の皆様へ購読のお願い

全国農業新聞は、農業委員会系統組織紙として発行し、委員皆様の購読100%(皆購読)を目指しております。ぜひ購読をお願いします。

- ◆県内の購読率 …… 94.1%(645名中607名購読)
- ◆皆購読達成委員会 …… 20委員会

令和7年5月末時点

農業会議 職員紹介

令和7年度の宮崎県農業会議職員体制です。

農業委員会の皆さんとの関わりを大切に、業務に取り組んでまいります。ぜひお気軽にご相談ください。



専務理事
兼事務局長
外山 直一

- ・農業会議事務局の総括



事務局
次 長
佐田 秀樹

- ・農業経営の高度化・担い手対策
- ・農業委員会法及び農地法、基盤法等
- ・農政対策、要請活動等
- ・会長事務局長会議



総務課
課 長
安部 浩之

- ・総務課の総括
- ・総会、理事会及び役員、常設審議委員
- ・九州・沖縄ブロック世話役担当県
- ・叙勲・褒章・農業委員表彰



総務課
主 査
田村 裕子

- ・常設審議委員会
- ・情報提供事業(新聞・図書・農業会議だより)
- ・全国農業新聞支局、九州・沖縄総局
- ・みやざき農業委員会女性ネットワーク



総務課
主任主事
木宮 香織

- ・出納、会計(予算・決算)
- ・役職員の報酬・旅費、職員給与等
- ・農業委員会等交付金
- ・公務災害補償制度



総務課
嘱託職員
岡田 尚子

- ・全国農業新聞・図書の購読者管理
- ・農業会議代表メールに関すること
- ・事務補助

NEW



農政課
課 長
田所 健依

- ・農政課の総括
- ・機構集積支援事業及び農地利用推進対策事業
- ・地域計画のフォローアップ
- ・全国農業委員会会長大会、代表者集会



農政課
課長補佐
甲斐 寛

- ・担い手の確保・育成及び企業参入
- ・農業法人の確保・育成
- ・雇用就農資金等の総括
- ・相続未登記(所有者不明)農地



農政課
主 事
斎藤 静也

- ・農業者年金
- ・「人と農地をつなぐむか運動」
- ・農地利用最適化交付金
- ・農業委員会サポートシステム・タブレット



農政課
嘱託職員
佐藤 まり

- ・雇用就農資金
- ・農業法人(雇用型経営体)の育成
- ・田畑売買価格・農作業料金調査
- ・事務補助



農地利用最適化
相談員
岩永 修一

- ・農地利用最適化の推進
- ・情報の収集、提供



農地利用最適化
支援員
猪股 敏雄

- ・農業委員会サポートシステム
- ・ワンデスクシステム
- ・タブレットの利用推進

編集後記

2025年6月号をお読みいただきありがとうございます。
令和7年度は田所農政課長が農業会議の仲間になりました。
皆さんとの関わりを大切に、頼られる農業会議を目指します。
今後とも『会報 みやざき農業会議だより』をよろしくお願いいたします。

一般社団法人宮崎県農業会議
〒880-0913宮崎市恒久1丁目7番地14
TEL 0985-73-9211
FAX 0985-52-1102